

衆議院厚生労働委員会ニュース

【第213回国会】令和6年4月26日（金）、第17回の委員会が開かれました。

- 1 ①育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律案（内閣提出第54号）
- ②訪問介護事業者に対する緊急の支援に関する法律案（柚木道義君外8名提出、衆法第6号）
- ③介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（柚木道義君外8名提出、衆法第7号）
 - ・①の審査に資するため、大成建設株式会社において視察を行った委員を代表して、新谷委員長から報告を聴取しました。
 - ・武見厚生労働大臣、工藤内閣府副大臣及び政府参考人並びに提出者柚木道義君（立憲）及び井坂信彦君（立憲）に対し質疑を行い、①について質疑を終局しました。
 - ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。（賛成一自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志）
 - ・①に対し大串正樹君外6名（自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志）から提出された附帯決議案について、堤かなめ君（立憲）から趣旨説明を聴取しました。
 - ・採決を行った結果、全会一致をもってこれを付することに決しました。（賛成一自民、立憲、維教、公明、共産、国民、有志）
（質疑者）井坂信彦君（立憲）、早稲田ゆき君（立憲）、中島克仁君（立憲）、足立康史君（維教）、岬麻紀君（維教）、宮本徹君（共産）、田中健君（国民）、福島伸享君（有志）

（質疑者及び主な質疑事項）

井坂信彦君（立憲）

- (1) 国民健康保険料、介護保険料等への金融所得反映の検討関係
 - ア 結論を出す時期及び実施する時期
 - イ 現役社員の健康保険料にも金融所得を反映させる可能性
 - ウ 国民健康保険料、介護保険料等への金融所得反映は現役世代も対象になることの確認
- (2) 柔軟な働き方を実現するための措置関係
 - ア 子の年齢が3歳未満と3歳以降とで制度を分ける理由
 - イ 3歳未満の子を養育する労働者も柔軟な働き方を選択できる制度とする必要性
 - ウ 労働者が5つ全ての選択肢から選択できることを原則として企業側が事情に応じて限定的に除外できる制度とする必要性
- (3) 子の看護等休暇関係
 - ア 取得可能日数の上限を5日にした理由
 - イ 取得可能日数の上限を撤廃すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 育児休業等を取得した労働者の穴埋めをする企業及び周囲の労働者に対する支援の必要性
- (5) 育児休業等の取得が増えれば出生率が上がるというデータの有無
- (6) 少子化対策としては育児休業等の取得促進だけでは足りないとの指摘に対する厚生労働省の見解
- (7) 介護休業の名称を介護準備休業に変更する必要性
- (8) 仕事と介護の両立支援の専門知識を持つケアマネジャーの必要性
- (9) 介護職員の処遇改善関係
 - ア 処遇改善加算を取得している事業所であっても「特別な事情に係る届出書」を届け出れば賃上げをしなくてもよいことの確認
 - イ 「特別な事情に係る届出書」の届出状況
 - ウ 処遇改善加算の対象外である管理者やケアマネジャーと介護職員との賃金の逆転現象への対応策

早稲田ゆき君（立憲）

- (1) 公的年金制度に係る 2019（令和元）年財政検証関係
 - ア 国庫負担なしで基礎年金の拠出期間を延長する場合の受給額の試算の有無
 - イ 基礎年金及び報酬比例部分に係るマクロ経済スライドの調整期間を一致させた場合の国庫負担の増加額
- (2) 次期年金制度改正における基礎年金の拠出期間の延長等の制度設計に慎重を期すべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (3) 多子世帯に対する高等教育の修学支援に係る優遇を設ける一方で子が 2 人以上の場合に看護等休暇の取得可能日数が一律である点に矛盾があるとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
- (4) 助成金制度の利用実態も把握しながら子の看護等休暇を有給とすることを努力義務化する必要性
- (5) 子の看護等休暇の対象を孫にまで広げ労働者の権利として取得できるようにすべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (6) 育児休業制度を子の出生後 3 年間のうち 1 年間取得可能な制度とすべきとの意見に対する厚生労働大臣の見解
- (7) 介護休業及び介護休暇の取得率を向上させるための踏み込んだ周知徹底の方法及びその具体化についての厚生労働大臣の見解
- (8) 介護休暇について勤続 6 か月未満の労働者を労使協定に基づき除外する仕組みの廃止による取得者数の増加見込み及び数値目標を設定する必要性
- (9) 訪問介護事業者が需要に応じて安心してサービスを提供できるよう訪問介護事業者に対し緊急に補助金を支給する必要性
- (10) マイナ保険証の利用促進を求めるデジタル大臣の発出文書、新たに判明した紐付け誤り事案、紙の保険証の廃止撤回の必要性等についての厚生労働大臣の見解

中島克仁君（立憲）

- (1) 健康保険組合の財政状況関係
 - ア 2024 年度に 6,500 億円の赤字が見込まれる危機的な財政状況に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 上記財政状況が想定範囲内であったか否かの確認
 - ウ 財政状況の悪化が子ども・子育て支援金の賦課・徴収に与える影響についての厚生労働大臣の見解
 - エ 財政状況が悪化している状況を踏まえ出産費用の保険適用の検討を進める必要性
- (2) かかりつけ医制度関係
 - ア 医療費の適正化のためにかかりつけ医制度を確立する重要性に対する厚生労働大臣の見解
 - イ かかりつけ医を明確に定義する必要性
- (3) 柔軟な働き方を実現するための措置について事業主が利用できる制度の選択肢を示す際にそれまでの制度の活用状況に配慮する必要性
- (4) 子の看護等休暇関係
 - ア 対象を中学校就学前まで拡大するとともに取得可能日数の上限を撤廃し有給とする必要性
 - イ 上記内容を次の法改正に向けて前向きに検討する必要性
- (5) 令和 6 年度介護報酬改定の改定率と訪問介護サービスの基本報酬引下げの関係性

足立康史君（維教）

- (1) 中国残留邦人等関係
 - ア 中国残留邦人等支援法第 2 条の「中国残留邦人等」の定義に規定されている「中国の地域」に旧

満州以外も含まれることの確認

- イ 中国残留孤児名鑑には元々身元が判明している中国残留邦人は掲載されていないことの確認
 - ウ 一時帰国事業及び永住帰国事業により我が国に帰国する際に中国旅券を使用できることの確認
 - エ 中国残留邦人が日本名とともに新たに得た中国名を有することは十分にあり得るものの確認
 - オ 一時帰国事業及び永住帰国事業は中国残留邦人等支援法制定前から予算事業として実施されていたことの確認
 - カ 中国残留邦人の死後に中国人の配偶者が婚姻届・子の出生届を提出した場合は故人を筆頭者とする新しい戸籍が編製されること及び子が日本人として就籍することはあり得るものの確認
- (2) 医療・介護サービス提供体制関係
- ア 中期的なビジョンを踏まえた医療・介護サービス提供体制の在り方に対する衆法提出者の見解
 - イ 医療・介護サービスの需要のピーク時期についての衆法提出者の見解
- (3) 新たな地域医療構想等に関する検討会関係
- ア 議論の方向性
 - イ 医療・介護の垣根を越えて人材確保策を検討する必要性
- (4) 介護保険優先原則により利用者負担が大きくなる場合があることの合理性

岬麻紀君（維教）

- (1) 産後うつ・育児うつ関係
- ア 未然防止策
 - イ 男性と女性の特徴の違い
 - ウ うつを患った親のプライバシーへの配慮に係る対策
- (2) 子育て中の者とその仕事をフォローする者の心理的分断への対策の必要性
- (3) 柔軟な働き方を実現するための措置によって生じる評価のしづらさ、コミュニケーション不足等の課題への対応策

宮本徹君（共産）

- (1) 非正規雇用労働者の育児休業関係
- ア 男女雇用機会均等法において妊娠中・出産後一年を経過しない有期雇用労働者の雇止めに関しても無効とする規定を設けるべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解
 - イ 地方自治体の会計年度任用職員の育児休業所得率、育児休業取得後の状況等を公表する必要性
 - ウ 地方自治体と一緒にイのデータを公表しないのが総務省の立場であるかの確認
 - エ 地方自治体が公表しないイのデータを誰もチェックすることができないことの妥当性
- (2) 男性の育児休業取得関係
- ア 男性に必要な育児休業取得日数についての厚生労働大臣の見解
 - イ 次世代育成支援対策推進法に基づく育児休業期間に関する数値目標を各企業が設定するに当たって国が一定の指針を示す必要性
 - ウ こども未来戦略における政府目標が国民に男性の育児休業は1週間から2週間で十分であるとの誤ったメッセージとなる懸念

田中健君（国民）

- (1) 障害のある子を養育する保護者等の仕事と育児・介護の両立支援関係
- ア ひとり親家庭についても個別ニーズに配慮する必要性を事業主に示す必要性
 - イ 障害のある子や医療的ケア児を養育する労働者が仕事と介護の両立支援制度を活用できるよう要

介護状態の判断基準を見直す必要性

ウ 障害のある子等を養育する労働者が就業を継続するためには医療・福祉政策や障害者雇用政策、こども家庭庁等との連携を通じた包括的支援が必要との指摘に対する厚生労働大臣の見解

(2) ダブルケアラー問題に対する厚生労働大臣の認識及び実態調査等についての具体的な取組

福島伸享君（有志）

(1) 仕事と介護の両立支援関係

ア 介護休業制度の趣旨を法律の目的や定義規定に定めるべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

イ 子育てと介護は全く異なることを踏まえ仕事と介護の両立支援制度を別の法体系にすべきとの指摘に対する厚生労働大臣の見解

(2) 衆法関係

ア 政権交代が実現した場合には閣法として提出するの可否かについての衆法提出者への確認

イ 政権交代が実現した場合を想定した現実的な政策を論じる必要性